

## 秋田・厨川谷地遺跡

くりやがわやち

を越える遺構が検出されたが、堅穴住居など生活に直接関連する遺構は皆無であった。

- 1 所在地 秋田県仙北郡美郷町（旧千畳町）土崎字厨川谷地
- 2 調査期間 二〇〇一年（平13）五月～一月
- 3 発掘機関 秋田県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 五十嵐一治・赤上秀人・山形博康
- 5 遺跡の種類 祭祀遺跡
- 6 遺跡の年代 平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

厨川谷地遺跡は、国史跡払田柵跡の南東約100mの広大な冲積地に位置する。この沖積地は河川氾濫原に広がる複数の河道と微高地により形成されており、



(六 郷)

厨川谷地遺跡も、蛇行する河道とそれに囲まれた微高地に立地する。微高地上には、土坑や掘立柱建物からなる祭祀遺構群があり、それを取り囲む流路もまた祭祀の場として使用されていた。発掘調査では五〇〇

木簡は計八点出土した。このうち呪符木簡一点を含む七点が旧河道周辺から出土した。時期は九世紀第IV四半期から一〇世紀第I四半期にかけてと考えられる。残る一点は、近世以降の水田区画に關係する遺構の周辺で、表土直下から出土した。時期は近世であろう。(1)～(3)は甲A地区の土坑SK五三二から出土した。SK五三二は、旧河道中の湧水点である。(4)は甲A地区の、(5)は乙A地区のそれぞれ包含層から出土した。(6)(7)は乙B地区の溝SD四四七から出土した。SD四四七も旧河道の一部である。

木簡以外の文字資料としては、広義の墨書き土器（墨書き・刻書き・ヘラ書きのある土器）が、遺構内から一二二点、遺構外から二六〇点、計三八二点出土した。内訳は、墨書き三三六点、ヘラ書き一八点、刻書き一八点である。そのほか文字・記号が記されたものに、「匂」漆書き器が一点、九字（ドーマン）刻書き砥石三点がある。墨書き土器は土器の種類・墨書き部位などにより記される文字や記号が異なり、出土地点も異なっていた。これは祭祀の内容に応じて、祭祀の場所や用いる文字・記号がある程度決められていたことを示唆している。また壺甕類は意図的に打ち割られ、特定の破片内面に墨が塗られたうえで、広い範囲に撒かれており、壺甕類への憑依を避けたものと類推される。

(7) □

348×29×5 061

S K H I I

表土直下包埋層

(1) □解 申請□□出稻糧□顕□□



323×23×7 061

(8) □□□「わかか」

(88.5)×25×0.95 019

(2) 「(符籙) 急々如律令

143×23×3 011

(1)は刀形に転用されており、上下両端は原形をとどめない。  
 (2)は呪符木簡。上下両端は直線状に切り取られ、板状を呈する。

(3) □「伊福部

下端は二次的な整形か。

・「口」継

(172)×17×10 061

(3)は題籤軸で、軸部の下端は欠損。伊福部「口」継が作成した文書に

とりつけられた題籤軸と思われる。

(4) □□□「口」

(99)×16×7 019

(4)は上端は圭頭状を呈し、下端は欠損する。

(4) □□□「乙」地区包合層

(5) 「歿王鬼急々如律令」

500×50×10 051

(5)は大型の呪符木簡。上端は左右両隅を山形に切り落とし、下端を尖らせる。「律」の位置に刀子による切り傷があり、そこから折り曲げられ、一片が旧河道中に突き刺された状態で出土した。一連の祭祀行為の最終段階での折りと考えられ、本遺跡で出土した斎串にも、同様に刀子で切り傷をつけたうえで折る例が複数確認されている。

S K H I I

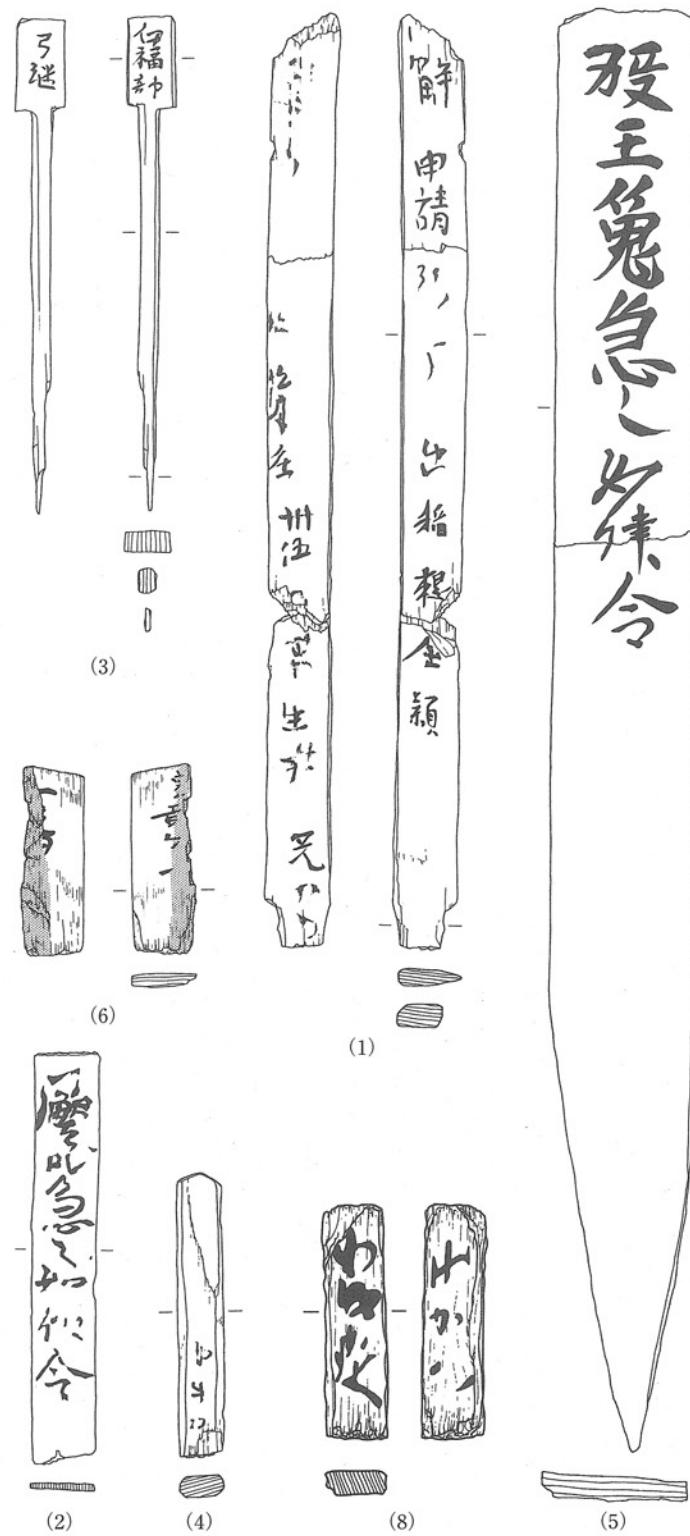
(6) □□□「口」

(6)は上端は圭頭状、下端は欠損している。題籤軸の題籤部分と推定され、表裏両面に墨書きされているが、焼損を被つており釈読できな。

(66)×(21)×5 061

な。

# 疫王急々之令



(7)は斎串に転用された木簡で、墨痕が残るが釈読できない。  
 (8)は両面に同文の平仮名が書かれているようであるが、文意はと  
 れない。

## 9 関係文献

秋田県教育委員会「厨川谷地遺跡」(秋田県文化財調査報告書三八二、

二〇〇五年)

(五十嵐一治(秋田県教育厅))